社会の多様化・複雑化やめまぐるしい変化に伴って様々な法的問題や政治的課題が次々 と生じており、これらに対応するための立法が活発に行われています。いうまでもなく、その作 用を担っているのが国会であり、衆参両院では、政府提出法律案の審議・議決を行うだけで なく、議員が主体となった議員立法が積極的に行われています。

参議院法制局は、これを補佐する機関として、参議院において議員や会派の依頼に応じて 法律案や修正案の立案などの職務を行っている組織です。国民の代表である議員から持ち込 まれる依頼は、人々の多様な意見や利害を反映したものであり、新たなニーズや発想による ものも少なくありません。他方、立法については、憲法適合性をはじめ法的な合理性・整合性 などを備えたものであることが必要です。そこでは、あらゆる知識・情報を動員し、政策的思考 と法的思考を駆使して、法制度設計と条文づくりが行われることになります。

法律案の立案には独特な思考や技術が必要となります。しかし、それはみなさんが大学な どで学んできたことと無縁なものではありません。その思考は、みなさんが法律学の勉強を通 じて身に付けてきた解釈的な法思考等をベースとしつつ発展させたものであり、その技術は、 みなさんが触れてきた法律に用いられているものです。

特に、立法においては、個別具体の課題の妥当な解決にとどまらない創造的・制度的な視 点・思考が必要不可欠となってきますが、これについても問題ありません。それらは、日々の職 務や経験を通じて身に付け、磨いていくものであり、また、それらを応用展開した政策・制度づ くりは、政治的な調整などとともに、立法の醍醐味ともなるものです。

立案作業においてまず求められるのは、とことん考え抜き議論する姿勢と、柔軟でバランス

のとれた思考であり、そのベースとなるのが 熱いハートとクールな判断力です。そして、 議院法制局がその役割を果たしていくため には、何といっても「人」が大事となり、財産 となります。私たちは、それぞれの職員が職 務を通じて共に学び合い成長・発展するこ とで、組織としてその専門性を高めていきた いと考えています。

参議院法制局長 川崎 政司

